

8 流通関係

ア 大規模小売店舗

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
大規模小売店舗立地法の指針の見直し (経済産業省)	大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申(平成11年5月)を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内(平成17年6月1日まで)に必要な見直しを行うこととしているが、既に策定後2年以上、法施行後1年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う。	逐次実施			(経済産業省) 指針見直しに向けた調査として、大店立地法の運用状況に関する情報収集、大型店に関する基礎的な情報収集を行った。	
大規模小売店舗立地法の趣旨の徹底 (経済産業省)	大規模小売店舗立地法第13条の趣旨(地方公共団体の施策における本法の趣旨の尊重)の周知徹底を図るため、「大店立地法相談室」の業務の充実を図る。また、地方公共団体による同法の運用について、必要に応じて、法の解釈を示すとともに、第13条の趣旨に反する事例が生じた場合には、地方自治法に基づいて技術的助言・勧告を行う。	逐次実施			(経済産業省) 法第13条の趣旨の徹底については、大店立地法相談室を通じ、都道府県等における届出状況・運用状況等を把握するとともに、地方公共団体との連絡会議において、運用方法等に関する技術的助言を行っている。 法の解釈の提示については、相談事例の収集・分析を行った事例集の見直しを行い、平成15年2月に公表した。	

イ フランチャイズ・システム

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
本部経営者による加盟希望者への情報開示事項の充実(経済産業省)	現在、中小小売商業振興法施行規則において定められている本部経営者による加盟希望者に対する「フランチャイズ契約締結時の書面記載及び事前説明義務」の対象となる個別事項について、当該制度が経済社会全体に持つ費用対効果の分析を含め、早急な実態把握を行うとともに、それに基づいた制度面での対応を図る。	検討	措置(4月施行予定)		(経済産業省) ・中小小売商業振興法に基づく特定連鎖化事業の契約前の情報開示に関し実態把握を行うとともに、同法施工規則で規定されている事前開示項目を充実・強化するため改正を行った。(平成14年4月30日施行)	
フランチャイズ・ガイドラインの見直し(公正取引委員会)	「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」を、公正な情報開示・取引が一層促進されるよう、現在のフランチャイズ・システムにおける新たな問題の発生も踏まえて、見直す。	検討	措置(4月策定・公表予定)		(公正取引委員会) 「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」を改定し、公表した(平成14年4月24日)	
サービス業など小売業以外のフランチャイズに関する実態把握と情報開示を含めた制度の在り方の検討(経済産業省)	近年、小売業以外のフランチャイズ産業のウェイトが高まっている実態にもかんがみ、フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等による中小企業・ベンチャー企業の健全な発展を図るため、サービス業などの小売業以外のフランチャイズについては、その実態把握を十分に行い、上記の現行法制上のルールに加え、契約締結時の情報開示を含めた制度の在り方について、早急に検討する。		実態把握 制度の在り方については実態把握を踏まえ早急に検討		(経済産業省) サービス・フランチャイズに係る環境整備の在り方等について検討するため、平成14年8月に「フランチャイズ・チェーン事業経営実態調査」を行い、平成14年11月1日に報告書をとりまとめ、公表した。 引き続き、サービス業などの小売業以外のフランチャイズについて、契約締結時の情報開示を含めた制度のあり方についての検討を進めているところ。	

ウ 医薬品等

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
医薬品のカタログ販売における範囲の見直し (厚生労働省)	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。	検討	検討		(厚生労働省) 医薬品のカタログ販売の現状及び今後追加することが適当と考えられるものがあるかについて、都道府県から意見を聴取した。その調査結果を踏まえて関係方面の意見を聴きながら検討を進めている。	
医薬品販売に関する規制緩和 (厚生労働省) 〈因療イの再掲〉	医薬品について、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえ、一定の基準(例えば、発売後、長期間経過しその間に副作用などの事故が殆ど認められないもの、など)に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ないと専門家等の評価を得たものについて、一般小売店で販売できるよう、見直しを引き続き行う。		逐次実施		(厚生労働省) - 医薬品について平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行に伴い、コンビニエンスストアなどの一般小売店において栄養ドリンク剤などの販売が可能となった。 同様に、一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ない等の専門家の評価を受けた医薬品については、医薬部外品に移行し、一般小売店において販売できるよう、平成15年3月18日に第1回「新指定医薬部外品検討会」を開催し、専門家による検討を開始した。	
化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し (厚生労働省)	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。 【平成13年厚生労働省告示第158号及び告示第234号】	逐次実施			(厚生労働省) 平成14年厚生労働省告示第389号において、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図った。	
薬局等における薬剤師の配置義務の総合的検討 (厚生労働省)	薬局等における医薬品の販売の実態について調査分析し、そのデータを公表した上、薬事法上の薬剤師の配置義務と実態とが乖離している場合にはその改善のためどのような措置を講ずるべきか、必要な対策を総合的に検討して所要の措置を講ずる。	各年の調査結果に基づき、必要に応じて検討			(厚生労働省) - 薬局等において、薬剤師の適正な配置がなされるよう、引き続き、都道府県等との連携を図り、指導していくこととしている。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
管理薬剤師の兼務規制の見直し (厚生労働省)	薬局等における管理薬剤師の兼務規制の在り方については、勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、見直しを検討して所要の措置を講ずる。	状況を踏まえつつ、必要に応じて検討			(厚生労働省) - 勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	
同一ビル内等の医薬品一般販売業の移設の手続 (厚生労働省)	医薬品一般販売業の店舗を同一ビル館内で単に平行移動する場合の申請手続等について、検討結果を踏まえ見直す。 【平成14年厚生労働省医薬局長通知】	措置済				
薬局等を開設する法人役員の診断書の提出 (厚生労働省)	法人が薬局及び薬店を開設する場合、法人においてその業務を行う役員であっても、当該法人において、薬事に関する業務に係る意思決定等に直接関与しない者については、医師の診断書に代えて、「精神機能の障害により欠格事由に該当する者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者」でないことを疎明する書面を提出すれば足りることとする等の平成9年3月の緩和措置を拡大し、申請者が法人の場合において、すべての役員について医師の診断書は提出しないこととする。	措置			(厚生労働省) 法人である申請者におけるその業務を行う役員であって、当該法人における業務上薬事に関する通常の業務に係る意思決定等に直接関与しているとみなされるものについても、その職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、医師の診断書に代えて、薬事法第6条第2号二(成年被後見人に係る部分を除く。)及びホに該当しないことを疎明する書面を提出することで差し支えないこととした。(平成15年3月25日付医薬発第0325013号)	
薬歴管理の電子化 (厚生労働省)	薬歴の電子媒体による管理について、基準となるソフト等を開発し、その項目について一定の基準を示すこと等により、事業者の効率性の向上を図るとともに、消費者にとっての安心感を与えるべく所要の措置を講ずる。	検討	結論		(厚生労働省) 平成12年度より、薬歴管理標準化検討事業(日本薬剤師会への補助事業)において、電子媒体(FD等)により、効率よく管理できる薬歴の様式の検討を行い、平成14年11月にとりまとめを行ったところである。これを踏まえ、平成15年1月に上記報告書の活用を促進するため、関係者への周知を図った。	
一般用医薬品添付文書及び使用上の注意の記載要領 (厚生労働省)	一般医薬品の効果効果、副作用、飲み合わせ等消費者にとって重要な情報がより適確に分かりやすい形で提供されるよう、平成11年8月に発出された一般用医薬品添付文書及び使用上の注意の記載要領についての通知に対する実施状況を把握するとともにその周知徹底を図る。 【平成14年厚生労働省医薬局安全対策課長通知】	措置済				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
栄養補助食品に係る規制緩和 (厚生労働省)	いわゆる栄養補助食品について、パブリックコメント等を通じ、内外の意見も聴きながら、できる限り国際的な制度との整合化を図る。 【平成13年厚生労働省令第43号】	措置済 (4月施行)				
食品添加物用炭酸ガスの小分け充填に係る資格要件 (厚生労働省)	食品添加物用炭酸ガスの小分け充填施設に配置すべき食品衛生管理者の資格要件に関し見直しを行い、安全性を確保しつつ、ガス体の取扱い及び充填作業に限定した上で、資格取得のための講習義務等の軽減等の資格要件の緩和を検討する。 【検討の結果、現状の資格要件を維持することとした】	結論				

エ その他

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
銀行クレジットカード会社の業務範囲 (経済産業省)	銀行系クレジットカード会社に対する総合割賦方式を容認する。 【平成13年各地方経済産業局長通知】	措置済				
「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入あっせんの解禁 (経済産業省) ＜金融の再考＞	「バンクカード」でのリボルビング方式による割賦購入あっせんについては、日本版「金融ビッグバン」のクレジットカード事業に対する影響等を調査し、検討を行った上で、速やかに実現することについて結論を得る。また、総合方式についても早期に調査・検討を開始する。		検討・結論(リボルビング方式)調査・検討開始(総合方式)		<金融才 参照>	
生鮮食料品流通制度 (農林水産省) ＜農水工の再考＞	卸売市場について、市場外流通とコスト、サービス面で対抗し得るような競争力の強化を図るため、市場関係者の経営問題、市場の有する諸機能の向上策等も含めた総合的な検討を行う中で、卸売手数料の問題について検討を行う。	検討	検討	結論	(農林水産省) 消費者、学識経験者、市場関係者等をメンバーとする「食品流通の効率化等に関する研究会」(平成14年6月設置)を開催し、卸売市場のあり方を含めた食品流通の構造改革の方針について検討を進めているところ。	
小売市場開設許可 (経済産業省)	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開設の許可除外規定について、需給調整的に用いないようにするとともに、ディベロッパー等の不当な搾取から小売商を保護するという制度の妥当性について再検討し、当該規定を廃止する方向で措置する。	平成13年度以降引き続き検討			(経済産業省) 道府県及び政令指定市における小売市場の実態や関係者の意向等につき調査を行い、引き続き検討を行っていく。	
酒類の共同蔵置所の取扱いの簡素化 (財務省)	複数の酒類の販売業者が共同で酒類蔵置所を設置する場合、使用スペース等を区分けしていなくても、酒類の販売業者ごとに蔵置している酒類が確実に特定できる場合には共同使用を認めることについて検討する。		結論・措置		(財務省) 「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正について(法令解釈通達)」(平成14年7月4日付課酒146国税庁長官通達)により、複数の酒類の販売業者が一つの倉庫等に共同して酒類蔵置所を設置する場合であっても、倉庫業者等との契約により酒類が酒類の販売業者ごとに管理され、記帳等により蔵置している酒類を特定することができる場合には、当該倉庫等へ蔵置所の設置を認めることとした。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
期限付き酒類小売業免許の申請手続の簡素化 (財務省)	開催期間があらかじめ定められている期限付酒類小売業免許について、既免許者の場合には添付書類の更なる簡素化を図る。		措置		(財務省) 「酒税法及び酒類行政関係事務マニュアルの一部改正について」(平成14年7月4日付課酒1-48国税庁長官通達)により措置済。	
会社分割・合併における酒類販売業免許の取得手続の整備・簡素化 (財務省)	会社分割により営業主体の変更があった場合の免許の取得について、その手続を整備し、また、営業主体の変更があった場合の免許申請に係る添付書類の削減等簡素化を図る。		結論		(財務省) 現在、規制緩和後における酒販免許制度全体のあり方等について検討を行っているところ。会社分割により営業主体の変更があった場合における免許の取得手続については、その変更事項に係る最小限の書類の添付を求める等の簡素化措置を講ずる予定。	
米穀小売業の登録更新手続の簡素化及び登録の有効期間の延長 (農林水産省)	米穀小売業の登録更新手続における更新申請書の添付書類については、登録要件の充足を確認するために必要な必要最低限のものとするように見直しを行うとともに、登録の有効期間(3年)を延長することについて検討する。	検討開始	引き続き検討。結論に基づき速やかに所要の措置		(農林水産省) 業者登録制度については、平成14年12月3日に決定した「米政策改革大綱」を受け、有効期間の定めのない届出制を導入すること等を盛り込んだ食糧法改正法案を第156回国会へ提出したところである。 なお、これにより、更新登録の手続きは不要となる。	